七　環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの
イ～ト　（略）
チ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。
リ　認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。
ヌ～ワ　（略）
八～十三　（略）
（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）
第二十一条　法第二十六条第三項第六号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一　第十九条第一号、第五号ロからチまで、又は第十二号イからヘまで、チ若しくはリに掲げる行為（同条第一号又は第十二号ハにあつては、工作物を新築することを除く。）
二　（略）
三　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
イ～ニ　（略）
ホ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第五十四条第二項の規定による協議に係る行為を含む。）
ヘ　認定保護増殖事業等の実施のための行為
四　（略）
（海域特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）
第二十四条　法第二十七条第九項第三号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一～五　（略）
（海域特別地区内における許可等を要しない行為）
第二十五条　法第二十七条第九項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一～四　（略）
四の二　認定保護増殖事業等の実施のために工作物を設置すること。
四の三　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。
五～二十　（略）
二十一　美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二条第二項に規定する海岸漂着物等及び海域におけるごみその他の汚物又は不要物の収集又は運搬を行うために動力船を使用すること。
二十二～二十七　（略）
（普通地区内における行為の届出書）
第二十六条　（略）
2　（略）
3　法第二十八条第一項の環境省令で定める事項は、行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

七　環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの
イ～ト　（略）
チ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。
（新規）
リ～ヲ　（略）
八～十三　（略）
（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）
第二十一条　法第二十六条第三項第六号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
一　第十九条第一号、第五号ロからヘまで、又は第十二号イからヘまで、チ若しくはリに掲げる行為（同条第一号又は第十二号ハにあつては、工作物を新築することを除く。）
二　（略）
三　前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
イ～ニ　（略）
（新規）
四　（略）
（海域特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）
第二十四条　法第二十七条第九項第三号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
一～五　（略）
（海域特別地区内における許可等を要しない行為）
第二十五条　法第二十七条第九項第四号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
一～四　（略）
（新規）
（新規）
五～二十　（略）
二十一　美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二条第二項に規定する海岸漂着物等及び海域におけるごみその他の汚物又は不要物の収集又は運搬を行うために動力船を使用すること。
二十二～二十七　（略）
（普通地区内における行為の届出書）
第二十六条　（略）
2　（略）
3　法第二十八条第一項の環境省令で定める事項は、行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその附近の状況並びに行為の完了予定日とする。